

○火薬類運搬に関する事務処理規程

昭和36年 1 月 26 日

公安委員会規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）第19条及び火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号。以下「府令」という。）

第 2 条から第10条までの規定に基づく山梨県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）の火薬類の運搬に関する事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(事務の代行)

第 2 条 法及び府令の規定に基づく県公安委員会の火薬類の運搬に関する事務のうち、次に掲げるものについては、警察署長（以下「署長」という。）に代行させるものとする。

- (1) 法第19条第 1 項及び府令第 2 条第 1 項の規定による火薬類の運搬の届出の受理及び運搬証明書（以下「証明書」という。）の交付
- (2) 法第19条第 4 項において準用する法第17条第 7 項及び府令第 4 条の規定による証明書の記載事項の変更の届出の受理及び証明書の書換え
- (3) 法第19条第 4 項において準用する法第17条第 8 項及び府令第 5 条の規定による証明書の再交付の申請の受理及び証明書の再交付
- (4) 法第19条第 4 項において準用する法第17条第 9 項及び火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下「施行令」という。）第 3 条の規定による証明書の返納の受理
- (5) 法第19条第 2 項及び第 3 項の規定による運搬に関する指示及び証明書への記入
(運搬の届出の受理及び証明書の交付)

第 3 条 署長は、府令第 2 条第 1 項の規定による火薬類の運搬の届出を受理した場合はその記載事項が運搬に関する技術上の基準に適合しているかどうかを確認し、支障がないと認めたときは、府令第 3 条の規定による証明書に、府令第 2 条第 1 項の規定による運搬計画表を添えてこれに契印の上交付しなければならない。

- 2 署長は、証明書を交付するときは、事前に県公安委員会に火薬類運搬通知（報告）票（第 1 号様式）によつて電話報告し、証明書の番号の指図を受けてこれを証明書に記入しなければならない。この場合、証明書の番号は、県公安委員会が年度ごとに一連番号を付けるものとする。

3 署長は、第1項の規定により証明書を交付する際に法第19条第2項の規定に基づく必要な指示をしたときは、同条第3項の規定により、証明書に指示の内容を記載しなければならない。

4 署長は、火薬類運搬届に運搬計画表を添付したものの写しを速やかに県公安委員会に進達し、正本は署に保存しなければならない。

(証明書の書換え及び再交付)

第4条 署長は、府令第4条及び第5条の規定による証明書の記載事項の変更の届出又は再交付の申請を受理した場合は、その理由を調査し、支障がないと認めたときは、証明書を書き換え、又は再交付しなければならない。

2 書換えをするときは、その個所に押印しなければならない。

3 再交付の証明書には欄外に再交付の年月日及び再交付の文字を記入しなければならない。

4 署長は、運搬計画表の記載事項の一部変更等軽易な変更の届出のあつたときは、正式な受理手続によらず、その場で書換えを行うなど簡易な手続によつて処理することができる。

(便宜手続)

第5条 署長は、運搬途中における証明書の記載事項の変更の届出又は喪失等による証明書の再交付の申請を受けた場合は、次の要領によつて便宜手続をとり、運搬を継続させることができる。

(1) 記載事項の変更の届出に対しては、運搬の状況を調査し、支障がないと認めたときは、変更部分の書換えを行い、押印すること。この場合、軽易な書換えを除いては、県内到着地の署長又は県公安委員会にその旨を通知(報告)しなければならない。

(2) 証明書を喪失、汚損又は盗取された旨の届出を受けたときは、県外からの場合は県公安委員会を通じて発送地の公安委員会に、県内からの場合は直接発送地の署長に照会して証明書交付の有無等を確かめた上、再交付申請書を提出させて証明書を再交付すること。この場合、再交付する証明書の番号には、発送地の公安委員会(警察署)の名称を肩書し、最初に交付したときの証明書の番号及び年月日を記入するとともに、欄外には再交付の年月日、取扱警察署名及び再交付の文字を記入しておくこと。

(返納証明書の取扱い)

第6条 署長は、府令第8条の規定による証明書の返納を受けた場合は、県内他署で交付

したものであるときは当該署長に、他の公安委員会が交付したものであるときは、県公安委員会に毎翌月5日までに送付しなければならない。

- 2 県公安委員会は、前項により送付を受けた証明書を速やかに当該公安委員会に送付するものとする。

(都道府県公安委員会との連絡)

第7条 県公安委員会は、火薬類の運搬に係る届出又は証明書の記載事項の変更の届出があつた場合においてその通路、積替え場所又は到達場所が他の公安委員会の管轄区域に属する場合、速やかに他の公安委員会に第1号様式によつて通知するものとする。

- 2 署長は、証明書の交付、書換え等の事務を扱つた場合において火薬類の到達場所が県内のときは、前項に準じて到達場所を管轄する署長に通知しなければならない。
- 3 県公安委員会は、他の公安委員会から運搬の通知を受けたときは、第1項に準じて火薬類の到達場所を管轄する署長に通知しなければならない。
- 4 県公安委員会又は署長は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めたときは、関係署長に必要事項を通知するものとする。
- 5 署長は、県公安委員会を通じて他の公安委員会からの通知を受理したとき、又は他の署長から通知を受理したときは、到達又は通過の確認その他必要と認める措置をとらなければならない。

(検査場所の指定)

第8条 県公安委員会は、通報事務を簡素化し、法第19条第2項の規定による指示を有効となるようにするため、運搬車両の通路及び検査場所を別に指定するものとする。

- 2 指定検査場所を管轄する署長は、県公安委員会の指示があつたとき、又は必要と認めるときは、運搬通知のあつた車両に対しこれを停止させて検査しなければならない。

(運搬証明書交付台帳)

第9条 県公安委員会及び署長は、運搬証明書交付台帳(第2号様式)を備え、運搬の届出の受理証明書の交付、証明書返納等を記入し、常にこれらの状況を明らかにしておかなければならない。

(手数料)

第10条 法第19条第1項の証明書の交付(再交付を除く。)手数料は、山梨県警察関係手数料条例(平成12年山梨県条例第36号)に定められた金額とし、これを納付させること。
この場合において、当該手数料に係る納付済証を提出させ、手数料が納付済みであるこ

とを確認した上で、当該納付済証を届出書に貼付させること。

附 則

この規程は昭和36年2月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日公安委員会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月1日公安委員会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年5月27日公安委員会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

様式 略

